

保 発 0 1 2 0 第 2 号
平成 2 4 年 1 月 2 0 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省保険局長

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の
一部を改正する省令等の施行について

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 2 4 年厚生労働省令第 7 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行することとされるとともに、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（平成 2 4 年厚生労働省告示第 2 3 号。以下「改正告示」という。）が本日官報に掲載され、改正省令と併せて適用することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等への周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、被保険者となる外国人は、外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）に基づく登録を受け、かつ、原則として出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）の規定による在留資格をもって本邦に在留する者であって、

- ① 1 年以上の在留期間を決定されたもの
- ② 1 年未満の在留期間を決定されたもののうち、客観的な資料等により、1 年以上滞在すると認められるもの

とされている。（国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号。以下「国保則」という。）第 1 条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行

規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。）第9条並びに国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成16年厚生労働省告示第237号。以下「関係告示」という。））

今般、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「住基法改正法」という。）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴い、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の適用対象とされることとなる。

これは、日本に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握とともに、外国人住民への基礎的行政サービスを提供する基盤を確立するものであり、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的とするものである。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、住所を有すること等によって、被保険者とするものとされていることから、今般、国保則及び高確則並びに関係告示について、住基法改正法の目的を踏まえ、内外人平等の原則の下、日本人と同様に、外国人住民を国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者とするための改正を行ったものである。

第二 改正の主な内容

I 国民健康保険関係

第1 国保則の一部改正（改正省令第1条）

適用除外に関する事項（国保則第1条第1号）

日本の国籍を有しない者であって、住基法第30条の45に規定する外国人住民以外のものは、国民健康保険の適用除外としたこと。

第2 関係告示の一部改正（改正告示）

3月以下の在留期間を決定された者であっても、資料等により、当該在留期間の始期から起算して3月を超えて滞在すると認められる者を、国民健康保険の被保険者としたこと。

II 後期高齢者医療制度関係

高確則の一部改正（改正省令第2条）

適用除外に関する事項（高確則第9条第1号）

国保則の一部改正に準じた改正を行うこととしたこと。

第三 施行期日

改正省令及び改正告示は、平成24年7月9日から施行（適用）すること。